☆ コロナ禍の貧困と格差

◆二〇一九年十一月に中国の武漢市付近で発生した新型コロナウイルスは、瞬く間に世界中へと感染を拡大させ、二〇二十年六月二十八日には、世界で感染者が四千万人を超え、死者も百二十一万人を超えてしまいました。日本では十一月四日現在、感染者は十万二千九百例、死亡者は一七八六名となっています。

◆新型コロナウイルスによる経済的影響は大きく、不要な外出の自粛や感染拡大予防が叫ばれているなか、飲食店や観光業界においては今後の具体的な見通しすら立たないことから、雇い止めやリストラなどが相次ぎ、多くの人が苦しい生活を余儀なくされているのが実態です。

◆二〇一七年国民生活基礎調査によれば、貧困状態にある家庭の十七歳以下の子どもの割合を示す貧困率は十三・九％で、実に約七人に一人の子どもが貧困状態にあり、ひとり親世帯の貧困率は五〇・八％にも及んでいます。多くの子どもたちが経済的理由により、学習環境を整えることができない、学校行事への参加や進学を断念せざるをえないなど、まわりの人たちにとっては「ふつう」の生活を営むことができない状況にあります。

◆コロナ禍での貧困は、地域によっても大きな違いがあり、県民所得、平均所得ともにワースト1の沖縄県では、最低賃金が七九二円と全国で最も低く、子ども の三人に一人が貧困状態にあるという調査結果が出ています。

◆貧困と格差の拡大は非正規労働者が構造的に 固定されていることが最も大きな原因 のひとつであると考えられます。いま、最も被害を受けているのは、非正規労働者です。雇用がどんどん切られ、今のところ休業で済んでいる人もいますが、期限が来たら雇い止めになる人が相当程度出てくると思われます。

◆厚生労働省が毎月発表している「労働力調査」によると、非正規労働者は近年二千百万人台で推移してきましたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言が発令された今年四月は前年より百三十一万人も急減し、二千十九万人にまで落ち込みました。前年同月比で五％前月比で六％減少になります。この数字を見てもわかるように、非正規労働者が「雇用の調整弁」になっていることは明らかです。

◆日本国憲法第二五条第一項には、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とされており、同条第二項には、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」とされています。現政権がこの条文を遵守し、正しく機能しているか、私たちは、自分自身の目で確かめ、それが十分でない時には正々堂々と声をあげるべきでしょう。

二〇二〇年十一月八日（日）護憲平和行進（通算６４５回目）
浜松市憲法を守る会　事務局　浜松市中区紺屋町三〇一－一五
★月例護憲平和行進　毎月第二日曜日・午後一時・浜松市役所正面玄関集合

◇沖縄問題学習会のご案内（浜松市憲法を守る会・友和会静岡支部共催）
日時場所：11月19日（木）午後7時より、楽器博物館3階　参加費無料
講師：西浦昭英氏（沖縄辺野古で基地反対活動中）

憲法二十五条

〔国民の生存保障義務〕

１　すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

２　国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。